

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年10月20日（平成28年（行情）諮問第635号）

答申日：平成29年2月8日（平成28年度（行情）答申第721号）

事件名：特定時期の学校基本調査報告書における外国籍教員の調査に関する指示文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年8月15日付け28受文科生第446号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 法9条2項の規定に基づき、「開示請求に係る行政文書を保有していない」を理由に、「開示をしない」旨の決定をし通知された。

請求した文書・電子データを一括して、このような決済をし、理由も述べず不開示決定処分をすることは、法制定の趣旨を否定した、「知る権利」を踏みにじる行為であるといえる。

請求内容に該当する文書を一つ一つ確定し、それぞれの消息を調べた上で、それぞれについて回答されたい。

イ 文書1ないし文書3（本件対象文書）の開示を求めたが、一括して、「保有していないため不開示としました」との通知であった。

学校基本調査において、開示請求において示した時期において、外国籍教員数調査が職階別調査から国籍別調査に替わり、ついには外国籍調査自体が取りやめされるという変更が行われている。

一般に、調査は、同じ調査項目を継続して調査し続け、経年の比較

をすることが重要である。

学校基本調査は、国の基幹調査である。この国の基幹調査において、調査項目が変更されることは、非常に重大な事案であり、慎重な研究と検討とともに重篤な決済が行われたものと推察される。

学校基本調査の「記入の仕方」（マニュアル）は存在すると考えられる。それらを含め、学校基本調査における外国籍教員調査に関する指示文書と議論の経緯が分かる文書を開示されたい。存在しない場合は、それらの重要な文書の消息を示されたい。

(2) 意見書

（諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されているため、省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、文書1ないし文書3（本件対象文書）である。

本件対象文書の存在を確認することができず、保有していないため不開示としたところ、審査請求人から、当該文書の開示を求める旨の審査請求がされたところである。

2 原処分当たりの考え方について

(1) 審査請求人は「この国の基幹調査において、調査項目が変更されることは、非常に重大な事案であり、慎重な研究と検討とともに重篤な決済が行われたものと推察される。学校基本調査の『記入の仕方』（マニュアル）は存在すると考えられる。それらを含め、学校基本調査における外国籍教員調査に関する指示文書と議論の経緯がわかる文書を開示されたい。」と主張している。

(2) 本件対象文書のうち「文書1」及び「文書2」について、外国籍教員の調査について指示した文書の有無を確認したが、存在しなかった。

なお、「指示文書」に「記入の仕方」（マニュアル）を含めるとの審査請求人の主張は、今回の審査請求書によって初めてなされたものである。本調査では調査票の記入要領（手引）を各学校に配布しているが、当時配布した手引は保存年限を経過し、文書として存在していない。また、当時配布した手引は、既に一般に公開されている各年度の学校基本調査報告書（刊行物）の巻末資料として収録されており、開示請求の対象となる行政文書に該当しない。

(3) 「文書3」については、外国籍教員に関する調査項目は昭和41年度まで存在しており、昭和42年度から削除している。調査項目の変更については、文書による決裁が行われているものと考えられるが、省内での議論の経緯も含め保存年限を経過しており、現在、存在していない。

(4) 以上により、本件対象文書についての原処分は妥当なものと考えている。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月22日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年12月19日 審議
- ⑤ 平成29年2月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書3（本件対象文書）のとおり、審査請求人が示す3つの時期における学校基本調査報告書の外国籍教員の調査に係る通達書等の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 学校基本調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として昭和23年から行っている基幹統計調査である。

イ 文書1は、昭和27年度ないし昭和30年度の学校基本調査報告書における外国籍教員の調査に関する事項を各教育委員会に指示した文書、文書2は、昭和31年度ないし1960年代中頃までの学校基本調査報告書における外国籍教員の調査に関する事項を各教育委員会に指示した文書、また、文書3は、学校基本調査報告書の外国籍教員に係る調査項目の削除（1960年代中頃）における省内での議論の経緯が分かる文書である。

しかしながら、当時の文部省記録文書保管年限規程では、「伺定、通達等のうち重要なもの」でも保存期間は15年であり、その当時から50年以上経過した本件開示請求時点では、関係する文書は一切残っていない。

ウ 審査請求人は、上記第2の2において、本件対象文書を保有している旨主張するが、上記イにおいて説明したとおり、関係する文書は一

切残っており、本件対象文書に該当する文書を作成・保有していたのか本件開示請求時点では不明というほかない。

なお、上記第3の2(2)及び(3)において説明したとおり、昭和42年度以降は、学校基本調査において外国籍教員に関する調査項目を設けておらず、また、昭和27年度ないし昭和41年度の学校基本調査における記入の仕方(マニュアル)については、もはや一般に市販されている刊行物に収録されているもののみが存在し、それ以外に行政文書として保存しているものは存在しない。

エ 諮問後、念のため行政文書ファイル管理簿及び文部科学省内の書庫・ロッカー等を再度探索したが、本件対象文書に該当する文書は発見できなかった。

以上のことから、文部科学省において本件対象文書を保有していない。

(2) 本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

次の3つの時期における学校基本調査報告書の外国籍教員の調査に関する指示文書と議論の経緯が分かる文書

文書1 1951（昭27）～1955（昭30）年度学校基本調査報告書における，小中校，養聾盲における外国籍教員の調査に関する各教育委員会への指示文書（経年において同一指示であれば一つでよい）

文書2 1956（昭31）年度以降学校基本調査報告書における，小中校，養聾盲における外国籍教員の調査に関する各教育委員会への指示文書（経年において同一指示であれば一つでよい）

文書3 1960年代中頃まで学校基本調査報告書における外国籍教員に関する調査が続くが，この調査がなくなる。この時の省内での議論の経緯が分かる文書